

うしぶち
牛渕地区 活性化計画

愛媛県
愛媛県東温市

平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

| | | | | | | | | | |
|-------|-----------|-------|-----|------|-----|-----|-------|------|---------------|
| 計画の名称 | 牛瀨地区活性化計画 | 都道府県名 | 愛媛県 | 市町村名 | 東温市 | 地区名 | 牛瀨東地区 | 計画期間 | 平成26年度～平成28年度 |
|-------|-----------|-------|-----|------|-----|-----|-------|------|---------------|

目 標 :

東温市総合計画では、『安全・安心な食料供給基地として自立した農業・農村を実現』し、『創造性と活力に満ちた元気産業のまちづくり』を推進するため、水路整備や農道整備を実施し、優良農地の確保や認定農業者及び農業生産法人を育成することにより、農業振興による地域の活性化を図ることを目標としている。

本地区においては、ほ場整備を実施することにより農地の汎用化と経営規模が拡大することで、地域の営農意欲を向上させ効率的で持続的な営農が継続されることを目指している。更に地域のリーダーとなる担い手を育成することで農業経営の安定化を図り、農業従事者の定住を図る。

(計画区域内の認定農業者数9人(平成25年度)を平成28年度に維持することを目標とする。)

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、東温市重信地域のほぼ中央に位置し、地区の南側には一級河川重信川が流れ、道後平野として肥沃な水田地帯を形成している。豊かな自然環境と豊富な水源は県都松山市に隣接する田園都市として居住環境の付加価値を高め、河川沿いの泉やその周辺の樹木は地域の景観に潤いを与えている。地区内は宅地化・混住化が進行しており、網状用水路の中、肥沃な水田が開けている。

本地区の農業は、水稲と野菜の複合経営が営まれており、松山市中心部から20km圏内であるため鮮度の高い農産物の提供や輸送にかかるコストの軽減が図られるなど地理的優位性を生かした都市近郊型農業が展開され、地域に根ざした農業の振興を図っている。

現状と課題

本地区のほ場は、狭小かつ不整形で道水路が整備されていないため作業効率が悪く、規模拡大や低コスト経営が図りにくい状況にある。更に、近年の農業従事者の高齢化や他産業への流出に伴う担い手、後継者不足が本地区においても深刻な問題となっており、今後いかに、農業従事者が意欲的に農業経営を営んでいけるよう営農条件を改善し、地域の活性化を図るかが課題となっている。

今後の展開方向等

本事業実施により

①大型機械の導入による農業生産性の向上と農作業の効率化を図る。

②担い手農家の育成支援及び担い手を中心とした農地の流動化及び集積への誘導を図る。

③地域住民を含めた農業施設の維持管理体制の見直しによる管理労力の軽減を図る。

これらにより、衰退傾向にある営農意欲を向上させ、安定した農業経営を継続させることで、本地域への定住を図る。

さらに、担い手による水稲と野菜の複合経営を促進することで、農業経営の安定化を図る。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名) | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別 | 備考 |
|------|-----|--------------|--------|----------|---------------------|---------|
| 東温市 | 牛湫東 | 基盤整備(区画整理) | 東温市 | 有 | イ | H26～H28 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

| |
|--|
| |
|--|

3 活性化計画の区域

| | | |
|--|------|---------|
| 牛淵地区(愛媛県東温市) | 区域面積 | 113.7ha |
| 区域設定の考え方 | | |
| ①法第3条第1号関係： 当該区域の面積113.7haのうち農地面積は75.4haで66%を占め、就業人口のうち約14%（283人）が農業従事者であり、その営農形態は 水稻と野菜の複合経営 が営まれており、定住等の促進に資する農業の 振興 を図るために重要な地域である。 | | |
| ②法第3条第2号関係： 農業就業人口はほぼ横ばい（H19：288人→H25：281人）だが、農業従事者の高齢化傾向は深刻で、農林業センサス2010によれば、東温市の農業従事者数3,249人に対して65歳以上が1,439人（高齢化率44%）を占め、活性化のために 新規就農者の定住及び農業従事者の維持 を図ることが必要不可欠な区域である。 | | |
| ③法第3条第3号関係： 計画区域は、市街地を形成している地域は含んでいない。 | | |

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積(m ²) | 新たに権利を取得するもの | | | 既に有している権利に基づくもの | | | 土地の利用目的 | | 備考 |
|-------|----|-----|----|---------------------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|-------------------------|--------|----|
| | | 登記簿 | 現況 | | 権利の種類 | 土地所有者 | | 権利の種類 | 土地所有者 | | 農地 | 市民農園施設 | |
| | | | | | | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別 | 種別 | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

| 整備計画 | 種別 | 構造 | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|----|----|------|------|------|----|
| 建築物 | | | | | | |
| 工作物 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

| |
|--|
| |
|--|

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 | | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 | | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | | |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準 | | |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準 | | |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 | | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | | |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 | | |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 | | |

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了翌年度(平成29年度)の9月までに、愛媛県農地整備課及び東温市農林振興課において、東温市地域担い手育成総合支援協議会の資料を基に活性化の目標である認定農業者数を評価し、第三者(農業委員会)による意見を聞いたうえ、公表する。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

| 計画主体名 | 計画期間 |
|------------------------------|---------------|
| えひめけん 愛媛県 とうおんし 東温市 | 平成26年度～平成28年度 |

<連絡先>

| 担当課 | 電話番号 | FAX番号 | メールアドレス |
|----------|--------------|--------------|--|
| 愛媛県農地整備課 | 089-941-2111 | 089-921-9579 | nouchiseibi@pref.ehime.jp |
| 東温市農林振興課 | 089-964-2001 | 089-964-4447 | nourinshinkou@city.toon.ehime.jp |

I 事業活用活性化計画目標

| 事業活用活性化計画目標 | 増加率等 | 増加率等の算出 |
|--|-------|---|
| 定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保 | 5.9ha | 計画区域内における農業用排水施設等の機能の確保(ha) ＝計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)＝ 5.9ha |
| 事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区では、ほ場が狭小かつ点在しており、農道・水路が未改良であるため老朽化が著しく、営農に多大な労力を費やしていた。さらに農業従事者の高齢化及び他産業への労働力流出等による後継者不足から将来の地域営農に対する危機感が増大していた。 このような地域農業の情勢をふまえ、本事業の実施により、農業用排水施設等の機能が確保されることから、農業従事者の労務軽減や維持管理費のコスト縮減につながり、担い手への農地利用集積の契機となる。また多様な作物に適した水田の高度利用が可能となり、効率的かつ安定的な農業経営の継続により農業従事者の定住を図るものである。 よって、農業用排水施設等の整備により、機能が確保される農地面積を目標として設定する。 | | |
| 事業活用活性化計画目標 | 増加率等 | 増加率等の算出 |
| 事業活用活性化計画目標の設定根拠 | | |
| (This section is currently blank in the provided image) | | |

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

| 事業メニュー名 | 地区名 | 事業内容 | 事業規模等 | 実施期間 | 事業実施主体 | 全体事業費 (千円) | 交付金要望額 (千円) | 交付額 算定交付率 | 交付限度額 (千円) | 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性 |
|---------|-------|------|-----------------|---------|--------|---------------|----------------|--------------|---------------|---|
| 区画整理 | 牛淵東地区 | 区画整理 | 区画整理 A=5.9ha | H26～H28 | 東温市 | 118,000 | 59,000 | 50% | 59,000 | 事業実施により農業用排水施設等の機能が確保されることから、農業従事者の労務軽減や維持管理費のコスト縮減につながり、安定した農業経営を継続することに期待できる。 これにより効率的、安定的な農業経営を担う農業者を育成し、認定農業者の定住を維持させることを活性化計画では目標としている。 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | 118,000 | 59,000 | 50% | 59,000 | |

(別添)

融資主体型支援助成対象者調書

牛淵地区活性化計画 (愛媛県東温市)

| NO | 助成対象者名 | 住 所 | 代表者名 |
|----|--------|-----|------|
| | | | |

1 助成対象者の概要

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 1 農林漁業者等の組織する団体 <input type="checkbox"/> ①農業生産法人 <input type="checkbox"/> ②農事組合法人 <input type="checkbox"/> ③その他 <input type="checkbox"/> 2 参入法人 |
|--|

2 整備内容等

| NO | 整備内容 (機械施設名、規模、台数等) | 実施 年度 | 着工(契約) 予定年月日 | 竣工予定年月日 | 農業機械の保管住所、施設の設置住所 |
|----|------------------------|----------|-----------------|---------|-------------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |

3 資金調達計画

| NO | 事業費(円) A | 資金調達計画(円) | | | | 助成率 (%) B/A | 融資率 (%) C/A | 担 保 措置の 有 無 | 備 考 (助成限度率等) |
|----|-------------|------------|----------|------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| | | 助 成 金 B | 融 資 C | 自己資金 | その他 | | | | |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |

4 追加的信用供与支援の活用計画

| 項 目 | 資金調達のうち融資の概要 | |
|--------------------|---|---|
| | 融 資 ① | 融 資 ② |
| 金 融 機 関 名 | | |
| 融 資 名 | | |
| 融資金額(円) | | |
| 償 還 年 数 | | |
| 融資審査の進捗状況 | 借入予定 平成 年 月 日 | 借入予定 平成 年 月 日 |
| 農業信用基金協会による機関保証の利用 | 追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない | 追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない |

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

| 連携する施策名 | 事業メニュー名 | 地区名 | 連携する施策と交付対象事業の関連性等 |
|---------|---------|-----|--------------------|
| | | | |

| | | | |
|--------------|--------------------------------|-----------|---------------------|
| 計画主体名 | 愛媛県 愛媛県東温市 | | |
| 計画期間 実施期間 | 平成26年度～平成28年度 平成26年度～平成28年度 | 総事業費（交付金） | 118,000千円（59,000千円） |

1 計画全体について

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|---|-------|--|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | ○ | 定住の促進に資する農業用排水施設の機能を確保すべく、ほ場整備に伴う農業用排水路の改良により、農業用水を安定して供給する環境を整えることで担い手が定着できる農業経営を確立し、認定農業者の維持を目指しており、法及び基本方針に適合している。 |
| 市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | ○ | 東温市建設計画、土地改良事業計画等との整合が図られている。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか | ○ | 関係土地改良区や自治会等に女性も含め、事業概要を説明し合意形成されている。（受益者29戸） |
| 事業の推進体制は確立されているか | ○ | 関係土地改良区・自治会等で構成される推進委員会を設置し、推進体制は整っている |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | ○ | ほ場整備による排水路の改良により、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能を確保を図り、排水管理を計画的に行う事が可能となり、農業生産性の向上や農業経営の安定により、地域農業を活性化させ、認定農家数を維持させることで、定住を図る事から整合性が確保されている。 |
| 計画期間・実施期間は適切か | ○ | 計画、実施期間とも適切である。（平成26～28年度） |
| 交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か | ○ | 限度額の範囲内である。 |

2 個別事業について

| 項 目 | チェック欄 | 判 断 根 拠 |
|---|-------|--|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | ○ | 今回、新規に取り組む事業である。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか | — | 該当なし。 |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | ○ | 農林畜水産業関係補助金等交付規則（平成20年農林水産省令第5号）により、水路（鉄筋コンクリート）17年、整地、農道（土造、その他）40年である。 |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | | |
| 費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか） | ○ | 土地改良の効果算定マニュアルに基き算出している。 |
| 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | ○ | 1.87 > 1.0 |
| 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか | ○ | 市が行う土地改良事業で、事業メニュー欄⑤の受益面積が5ha以上である事から要件を満たしている。 |
| 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | ○ | 個人に対する交付ではない。関係土地改良区が管理するため、目的外使用のおそれはない。 |
| 施設等の利活用の見通し等は適正か | | |
| 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか | — | 該当なし。 |
| 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。 | — | 該当なし。 |
| 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | — | 該当なし。 |
| 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | — | 該当なし。 |

| | | |
|---|---|---|
| 施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか | ○ | 女性耕作者からも営農等に関する聞き取りを行っている。 |
| 事業費積算等は適正か | | |
| 過大な積算としていないか | ○ | 土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。 |
| 建設・整備コストの低減に努めているか | ○ | 石積み等の地区内資源の利活用を図りコスト縮減に努めている。 |
| 附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか） | — | 該当なし。 |
| 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか） | — | 該当なし。 |
| 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か | — | 該当なし。 |
| 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか | ○ | 換地計画に基づき配置するため問題はない。 |
| 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか | — | 該当なし。 |
| 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か | | |
| 処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか | — | 該当なし。 |
| 地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか | — | 該当なし。 |
| 地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか | | |
| 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか | — | 該当なし。 |
| 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか | — | 該当なし。 |
| 1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか | — | 該当なし。 |
| 6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか | — | 該当なし。 |

| | | |
|--|---|---|
| 事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | ○ | 東温市において、起債計画に関して十分な検討・調整を行っている。 |
| 入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か | ○ | 東温市財務規則に基づき5千万円以上の工事は一般競争入札、5千万円以下指名競争入札により行うこととしている。なお、入札結果はHPで公表し適切に契約を行っている。 |
| 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか | | |
| 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか） | ○ | 関係する土地改良区において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。 |
| 収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか | — | 該当なし。 |
| 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | — | 他の事業との合体施行等の予定なし。 |
| 他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。） | — | 該当なし。 |